

# 大阪府 新・発達障がい児者支援プラン 〈論点整理 案〉

平成29年1月  
大阪府

## 目 次

1. プラン策定の趣旨等について
  2. プランの推進にあたって
  3. 施策の体系と具体的な取組について
    - (1) 早期気づきと早期発達支援の充実
    - (2) 発達支援体制の充実
    - (3) 教育分野における支援の充実
    - (4) 就労支援の充実
    - (5) 地域生活支援と相談支援体制の充実
    - (6) 専門的な医療機関の確保等
    - (7) 家族支援の充実
    - (8) ライフステージを通じた一貫した支援のための取組
    - (9) 発達障がい理解のための取組
  4. 目指すべき姿(一覧・再掲)
- 〈別添〉 支援の対象とすべき発達障がい児者について

## 1. プラン策定の趣旨等について

### ◆ 新プランの位置づけ

平成26年3月に策定した「大阪府発達障がい児者支援プラン」は、「第4次大阪府障がい者計画」（以下「本体計画」という。）において「支援の谷間」とされた発達障がい児者支援についての具体的な取組を進めるため、平成25年度から平成29年度までの5年間の施策を位置づけていました。

この間、同プランに基づく取組によって一定の成果を上げました。しかし一方で、その成果を踏まえた一層の取組が必要な課題や、継続して取り組むべき課題、社会状況等の変化に応じ新たな取組を要する課題もあることから、後継計画として新・発達障がい児者支援プランを策定するものです。

なおこのプランは、発達障がい児者支援に重点的に取り組むために策定した計画であるため、将来的に取組が進めば、本体計画への統合を検討します。

### ◆ 新プランの計画期間

本体計画は平成33年までですが、第5期障がい福祉計画(H30～32)の満了に合わせ平成32年までとすることも検討されている現状に鑑み、本プランの計画期間を次のとおりとします。

新プラン計画期間：平成30年度から平成32年度までの3年間

## ◆ 新しいプランの策定にあたり踏まえるべき社会状況の変化

### 少子化の進展と人口減少社会の到来

大阪府の人口は、平成27年国勢調査によると883万9,469人で、平成22年の同調査に比べて、2万5,776人、率にして0.29%の減少となり、昭和22年の臨時国勢調査以降、68年ぶりに減少に転じました。また平成52年には750万人になる(大阪府人口減少社会白書 H26.6改訂版)と予測されています。

こうした人口減少が見込まれる局面において、支援の対象とすべき発達障がい児者の数をどのように考えるべきでしょうか。これまでの研究や報告によっても発達障がいの出現率自体に大きな幅がありますが、この幅が一定だとすると、人口減少のペースに応じて支援対象も減少することが基本と考えられます。

その上で、合理的配慮が進み、特別な支援がなくとも日常生活に支障を感じない人が増えれば、支援の対象はより減少すると考えることができます。しかし一方で、支援体制が整うことで本来受けるべき支援が受けられるようになること等によって、支援対象が増加することも考えられます。

このように、増減それぞれの要素が考えられますが、支援体制が整いつつある現状や、今後の研究や調査によって現在把握されている以上の発達障がい児者が存在する可能性もあることに鑑み、本プランにおいては支援対象者は減少しないと想定し、支援の対象とすべき発達障がい児者の考え方、数については前プラン(別添)を踏襲することとします。

### 発達障害者支援法の改正

発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第64号)が平成28年8月1日から施行されました。切れ目ない支援の重要性を改めて規定し、法律施行から10年間の成果と社会情勢の変化を踏まえた全般的な見直しが行われました。

特に教育面では、発達障がいがある子どもが他の子どもと一緒に教育を受けられるように配慮することや、個別の教育支援計画の作成、いじめ防止等の対策推進などが新たに規定されています。

また就労面では、正当な能力評価に基づく適切な雇用機会の確保、適切な雇用管理による雇用の安定などが、新たに事業主に求められています。

この他、刑事事件などの手続きや裁判で不利にならないように、意思疎通の手段の確保のための配慮や、支援体制の整備を図るため関係機関等による地域協議会の設置などの規定が新たに設けられました。

## 障害者差別解消法の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が平成28年4月1日から施行されました。この法律は、障がいを理由とする差別をなくすことで、誰もが暮らしやすい共に生きる社会をつくることをめざしています。このため、行政機関と事業者における差別(「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供(合理的配慮をしないこと)」)を禁止するとともに、地方公共団体に、相談や解決の仕組みを整備することをめています。

大阪府では、「『大阪府障がい者差別解消ガイドライン』等による啓発活動」と「『大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(大阪府障がい者差別解消条例)』に基づく相談、紛争の防止・解決」を車の両輪として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを一層進めていきます。

大阪府障がい者差別解消条例」は、「障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」をめざし、つくられました。障がいを理由とする差別をなくすことは、すべての人にとって暮らしやすい社会につながります。条例では、相談と解決の仕組みをはじめ差別をなくすために必要で大事なことを定めています。障害者差別解消法と条例にもとづき、差別解消の取組を進めていきます。

## 2. プランの推進にあたって

### ◆ プランの推進にあたっての留意点

#### 市町村との役割分担と連携

児童福祉法の改正(平成24年度)により、障がい児の通所サービスの実施主体が市町村に移管され、障がい者施策と同様、障がい児の発達支援については市町村がその役割を担っています。

このため、発達障がい児者に対する支援については、市町村がその体制整備に取り組んでいますが、大阪府としては、専門的・広域的な観点から、市町村の取組が円滑に進むよう、また市町村間で格差が生じることのないよう、市町村と連携して必要な支援を行っていきます。

#### 民間との連携による施策推進

これまでの右肩上がりの時代のよう、行政が多くの領域をカバーすることは、今後ますます難しくなります。これからは、民間のみなさまとの幅広い連携やネットワークによって、社会を支えていく必要があります。

このため大阪府では、民間企業との対話を通じ、「公」と「民」がwin-winの関係で連携をし、府内の地域活性化や社会課題の解決に向けた取組みを進めています。発達障がい児者支援についても、こうした観点から可能な取組については積極的に民間企業との連携を図っていきます。

#### 施策対象の考え方

先の「新しいプランの策定にあたり踏まえるべき社会状況の変化」での整理のとおり、支援の対象とすべき発達障がい児者の考え方、数については前プラン(別添)を踏襲します。

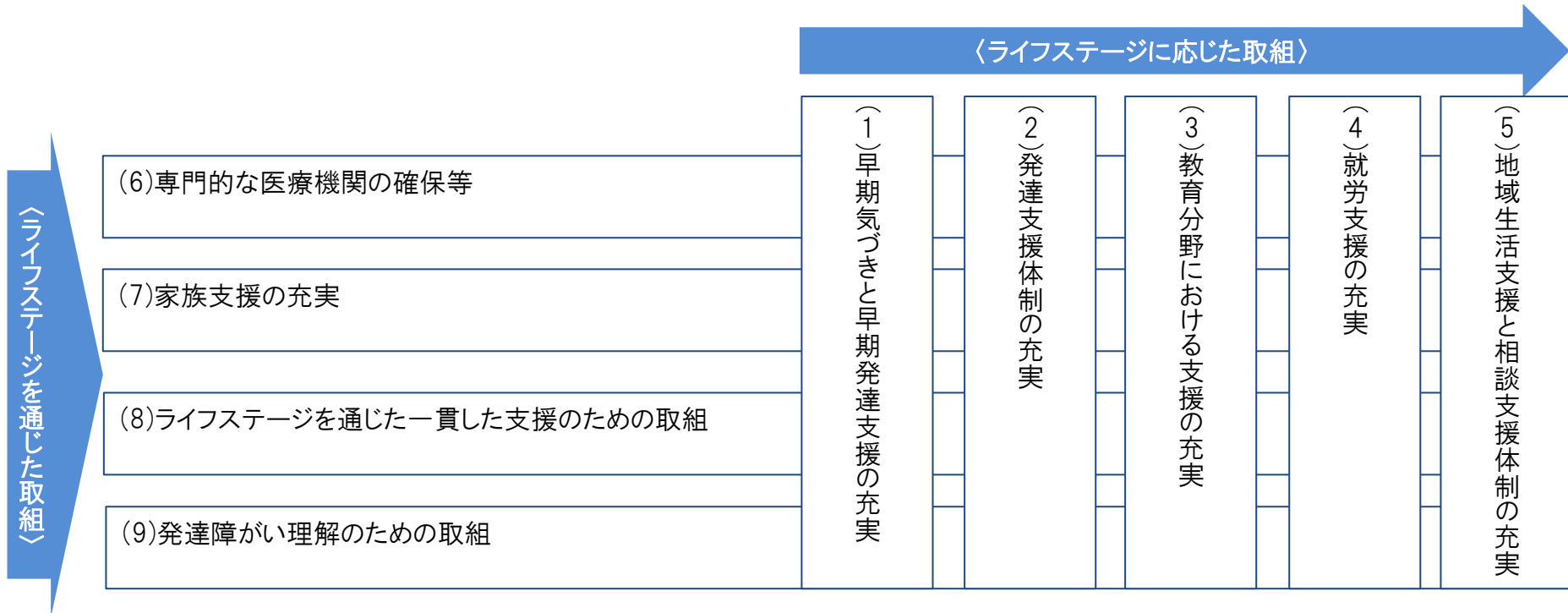
#### 施策評価の方法

これまで主に事業の実績をもとに取組の評価を行ってきましたが、今後は、継続的かつ比較的容易に入手可能なデータの活用などによって、施策の効果を測る手法を検討します。

### 3. 施策の体系と具体的な取組について

#### ◆ 施策の体系

- ・ライフステージに応じた支援を基本に切れ目ない支援を図ります。
- ・併せて、ライフステージを通じた支援でこれを補完します。
- ・タテとヨコの支援を充実して、全体として支援のすき間を最小化していきます。



#### ◆ 具体的な取組について

次のページから、それぞれのステージでの現状と課題を踏まえた目標を設定し、その実現のための取組を整理しました。

## (1)早期気づきと早期発達支援の充実

### 現状と課題

#### (現 状)

- ◆ 乳幼児健診精度の向上については、「発達障がいの早期発見のための問診項目」を導入した問診票への改訂が進み、健診に携わる保健師の研修も進んだ。
  - ：問診票の改訂状況 全市町村で1歳6か月児及び3歳児健診の問診票を改訂(H28末・予定)
  - ：保健師研修の受講数 355名(H25～H27)
- ◆ 気づきを支援する人材の育成については、幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施や市町村による取組により幼稚園・保育所等における発達障がいの理解は一定の広まり。
  - ：幼稚園教諭・保育士等研修の受講数
    - 合同講座(基礎研修) 591名(H25～H27)
    - 演習を含む研修(応用研修) 296名(H25～H28)
  - ：幼稚園教諭・保育士・保育教諭を対象とした発達障がいに関する研修の機会を確保している市町村 41市町村(府や他機関研修の活用を含む)

#### (課 題)

- 早期発見・気づきを適切な支援に確実につなげていく仕組みづくりと、その見える化。

### 目指すべき姿

- 乳幼児健診を中心とした早期発見と、それぞれの子どものニーズに応じた支援が受けられる体制が整っている。

### 今後取り組む施策

- 医療と福祉の連携強化による早期発見・気づきを支援につなげる仕組みづくり(相談機能・地域の支援力の拡充を含む)
- 保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもにかかわる支援人材の継続的な育成(保護者に発達障がいが見られる場合の保護者への支援方法も含む)
- 保護者の理解を助ける社会性発達評価装置(ゲイズファインダー／かおテレビ)を導入する市町村の支援



## (2) 発達支援体制の充実

### 現状と課題

(現 状)

- ◆ 大半の市町村では、療育拠点を活用した個別療育を実施している。また、独自に個別療育を実施する動きもある。

	H25	H26	H27	H28
療育拠点利用児数	389	387	373	373
市町村個別療育定員数	305	407	497	

- ◆ 放課後等デイサービスを中心に障がい児通所支援事業所が増加。人材育成や機関支援を実施している。
  - ：障がい児通所支援事業所への機関支援 118事業所等(H24～27)
  - ：事業所向け研修 延1040事業所・2427名が受講(H24～H27)

(課 題)

- 増加する障がい児通所支援事業所に対し、発達障がいのある子どもの個々の特性を踏まえた適切な支援ができるノウハウを支援することによって、身近なところで質の高い支援が受けられる体制を整えていく必要。

### 目指すべき姿

- 療育拠点が地域の発達障がい児支援のレベルアップのための中心的な役割を果たしている。
- 発見・気づきの受け皿として、より身近なところで、子どもの状態に応じた質の高い支援が受けられる体制が整っている。

※府内の障がい児通所支援事業者数(政令市除く)

H25.4	H26.4	H27.4	H28.4
249	380	533	758

### 今後取り組む施策

- 療育拠点の中核的機能の維持
- 障がい児通所支援事業所に対する機関支援
- 市町村が実施する療育機会確保の取組に対する支援

### (3)教育分野における支援の充実

#### 現状と課題

(現 状)

- ◆ 通常の学級に在籍する児童生徒への支援については、実践研究校園での研究成果をとりまとめ、各校園へ普及を図っている。また、平成27年度に全市町村に小・中学校の通級指導教室を設置した。
- ◆ 高等学校においては、高校生活支援カードの導入等により個別の教育支援計画を作成する学校が増加。また、研究校では生徒の特性把握の手法についての理解が進んだ。  
：個別の教育支援計画作成 H25 47.1% → H28 66.7%  
(速報値)

(課題)

- 障がい理解の一層の推進と、支援方法の普及(私立学校や大学も含む)、個別の教育支援計画の作成と活用を一層促進する必要。

#### 目指すべき姿

- 全ての校園で個別の教育支援計画が作成されている。
- 全ての校園で発達障がいの理解が進み、支援方法の普及や個別の教育支援計画の活用などによって適切な支援が行われている。

#### 今後取り組む施策

- 支援学校のセンター機能の発揮
- 教育センターの研修等による子ども理解の促進と、指導・支援方法の充実
- 「個別の教育支援計画」の作成・活用の一層の促進
- 大学での取組に関する国の施策との連携

## (4)就労支援の充実

### 現状と課題

(現 状)

- ◆ 雇用する企業等に対して、発達障がい者等の雇用啓発、職場定着への支援を実施。
- ◆ 職場サポーターの養成(H27・105名)
- ◆ 雇用管理手法の検証・普及として50件の導入。

(課 題)

- H30の障がい者雇用率改定を見据え、関係機関と連携し、引き続き企業等への理解の促進、定着支援の強化に取り組む必要

### 目指すべき姿

- 企業の理解と支援体制の整備が進み、発達障がいのある人の就労、職場定着が進んでいる。

### 今後取り組む施策

- 企業等への理解の促進、定着支援の強化のためのさらなる取組
- 在学中(就職前)に、就職して社会生活をしていく上で必要な知識や生活スキルを習得するための機会の確保に関する取組
- 就労の継続を支える生活支援を担う仕組みづくり

## (5) 地域生活支援と相談支援体制の充実

### 現状と課題

#### (現 状)

- ◆ 相談窓口(ひきこもり、生活困窮、生活保護、就労等)のための発達障がいの可能性のある方への支援プログラムを策定(H26、H27)。
- ◆ 発達障がい者支援コーディネーターの派遣により機関支援を実施。支援マニュアルを策定(H27)。  
:機関支援の実施件数 75事業所(222回)

#### (課 題)

- 地域の支援機関に対する発達障がいの啓発とスキルアップ
- 地域自立支援協議会を核とした地域支援のあり方
- 改正法で位置づけられた司法手続における配慮への対応

### 目指すべき姿

- それぞれの人のニーズに応じて、相談や支援が受けられる体制が整っている。
- 発達障がいのある人の地域での生活を支える支援機関のネットワークが構築されている。

### 今後取り組む施策

- 相談、支援に関わる人材の意識アップ、スキルアップ(子どもを通じて見られる保護者の発達障がいへの支援なども含む)
- 地域で支えるネットワークづくりの支援強化(地域自立支援協議会を核としたネットワーク強化を含む)
- 司法手続における配慮への対応に関する検討

## (6) 専門的な医療機関の確保等

### 現状と課題

#### (現状)

- ◆ H25以降、臨床での実習を踏まえた専門的な養成コースを設定し、発達障がいの診断ができる医師の養成を実施。  
：専門医師養成研修受講者数 50人(H25～H27)
- ◆ H28からは、対象をそれまでの小児科医師に、精神科医師も加え研修を実施している。

#### (課題)

- 専門医師養成研修の受講者の多くは小児科医師であり、今後成人期の診断等に対応できる医療機関の拡充が必要
- 発達障がいの診断等かかる医療機関ネットワークへの登録医療機関の拡充をはかり、情報の公開を検討する必要

### 目指すべき姿

- 発達障がいの診断が受けられる医療機関の情報に容易にアクセスできる。
- 子ども・大人に関わらず、より身近なところで専門的な診断・診療を受けることができる。

### 今後取り組む施策

- 発達障がいの診断等かかる医療機関ネットワークの登録医療機関に関する情報の公開
- 医療機関相互の連携を進めることによるネットワークの実働化
- 専門医師養成の必要性は要精査。養成が必要な場合は方法として、地域や成人に特化することも検討

## (7) 家族支援の充実

### 現状と課題

#### (現 状)

- ◆ H25から療育拠点及び市町村でペアレント・トレーニングを実施するとともに、ペアレント・トレーニングを実施するインストラクターの養成を実施。
  - : インストラクター養成数 120名(H26～H28)
  - : ペアレント・トレーニング実施市町村 16市町村(H28時点)
- ◆ ペアレント・メンターは、H26より養成、H27より活動を開始。
  - : ペアレント・メンター登録数 37名(H28時点)
  - : ペアレント・メンター活動件数 11件(H27～H28)
- ◆ 福祉と教育の連携のもと、市町村「家庭教育支援チーム」等に対して、アクトおおさかによる機関支援を実施し、一定の支援スキルを獲得してもらっている。

#### (課 題)

- ペアレント・トレーニングは、府内全域で家族支援が展開されるよう、インストラクターの養成を進めるとともに、市町村の取組を支援する方策について検討が必要。
- ペアレント・トレーニング以外の家族支援の方策についても検討が必要。
- ペアレント・メンターは実績を積み上げていく必要。

### 目指すべき姿

- それぞれの人のニーズに応じた支援の一環として、家族支援が実施されている。
- 家族のニーズに対応できる支援方法とその機会が整っている。

### 今後取り組む施策

- ペアレント・トレーニングが市町村で実施されるよう、引き続き市町村を支援(対象や実施方法の充実を含む)
- ペアレント・メンターは、活躍の場の拡充によって存在認知の普及を図る。
- ペアレント・プログラム等の市町村への導入に関する支援方策の検討

## (8)ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

### 現状と課題

(現 状)

- ◆ H26に「支援の引継に関する手引」を作成し関係機関に配布。  
市町村において支援の引継ぎのための取組が行われている。  
：サポートファイル作成市町村 24市町村  
：支援の引継の場を設定している市町村 27市町村
- ◆ H28に実施した「引継の手引に関するアンケート」では、全体の65%の機関が引継を「全ケースで実施」「ほとんどのケースで実施」と回答。一方で、引継の方法や関係者間や保護者との共通認識には課題も。

(課 題)

- 支援の引継ぎの適切な実施・取組の充実に向けた支援。
- ライフステージを通じて寄り添うことができる相談体制の確立。

### 目指すべき姿

- 保護者や本人の同意を前提に、進学や就職の場合においても必要な支援の情報が引き継がれ、切れ目ない支援が受けられる。
- ライフステージを通じて一貫して相談できる機関として、相談支援事業所がその役割を果たしている。

### 今後取り組む施策

- 事実上の引継ぎ情報の共通化を目指し、好事例の情報発信とその定着を促す。
- 相談支援事業所の体制充実とスキルアップの支援

## (9) 発達障がい理解のための取組

### 現状と課題

#### (現 状)

- ◆ 発達障がい啓発週間を中心に、シンポジウムの開催や主要な建築物のライトアップ等の啓発活動を実施。また、理解促進のための広報媒体を作成し配布。

#### 【主な啓発物】

- : 乳幼児の保護者の理解促進のためのリーフレット(H25)
  - : 医療機関向けリーフレット(H26)
  - : 啓発ポスターの作成・配布(H26)
- ◆ 市町村においても啓発活動が拡大。
    - : 発達障がいの啓発のための取組を実施する市町村数  
H25 30市町村 → H27 41市町村

#### (課 題)

- 発達障がい啓発週間に合わせた活動の継続と、障害者差別解消法の考え方の普及に合わせた訴求機会の拡大。

### 目指すべき姿

- 府民が発達障がいの特性を理解し、その人の特性に応じた合理的な配慮ができる。このことによって、障がいのある人もない人もともに生きやすい社会が実現している。

### 今後取り組む施策

- 「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」における啓発活動の継続
- 発達障がいに対する理解促進の取組(合理的配慮を含む)



## 4. 目指すべき姿(一覧・再掲)

	目指すべき姿
(1)早期気づきと 早期発達障支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 乳幼児健診を中心とした早期発見と、それぞれの子どものニーズに応じた支援が受けられる体制が整っている。</li> </ul>
(2)発達支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 療育拠点が地域の発達障がい児支援のレベルアップのための中心的な役割を果たしている。</li> <li>➤ 発見・気づきの受け皿として、より身近なところで、子どもの状態に応じた質の高い支援が受けられる体制が整っている。</li> </ul>
(3)教育分野における 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全ての学校園で個別の教育支援計画が作成されている。</li> <li>➤ 全ての学校園で発達障がいの理解が進み、支援方法の普及や個別の教育支援計画の活用などによって適切な支援が行われている。</li> </ul>
(4)就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 企業の理解と支援体制の整備が進み、発達障がいのある人の就労、職場定着が進んでいる。</li> </ul>
(5)地域生活支援と 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ それぞれの人のニーズに応じて、相談や支援が受けられる体制が整っている。</li> <li>➤ 発達障がいのある人の地域での生活を支える支援機関のネットワークが構築されている。</li> </ul>
(6)専門的な医療機関の 確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発達障がいの診断が受けられる医療機関の情報に容易にアクセスできる。</li> <li>➤ 子ども・大人に関わらず、より身近なところで専門的な診断・診療を受けることができる。</li> </ul>
(7)家族支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ それぞれの人のニーズに応じた支援の一環として、家族支援が実施されている。</li> <li>➤ 家族のニーズに対応できる支援方法とその機会が整っている。</li> </ul>
(8)ライフステージを通じた 一貫した支援のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保護者や本人の同意を前提に、進学や就職の場合においても必要な支援の情報が引き継がれ、切れ目ない支援が受けられる。</li> <li>➤ ライフステージを通じて一貫して相談できる機関として、相談支援事業所がその役割を果たしている。</li> </ul>
(9)発達障がい理解のための 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 府民が発達障がいの特性を理解し、その人の特性に応じた合理的な配慮ができる。このことによって、障がいのある人もない人もともに生きやすい社会が実現している。</li> </ul>

## (1) 発達障がいに関する調査研究の現状と大阪府で推定される発達障がい児者の数

- 広汎性発達障がい(自閉症スペクトラム障がい)の出現率は、人口の1～2%程度と見られている。(厚生労働省「みんなのメンタルヘルス総合サイト」より)これを大阪府の人口(平成27年国勢調査:884万人)に当てはめると、府内で**89,000～177,000人程度**の存在が想定される。  
なお、注意欠陥/多動性障がいは学童期の子どもの3～7%、学習障がいは人口の2～10%程度存在するものと見られている。(同サイトより)
- 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(平成24年)」では、「知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す(発達障がいの可能性があり特別な教育的支援を必要とする)」とされた公立小中学校の児童生徒の割合は、6.5%と報告されている。



- これを大阪府内の小中学校の児童生徒の全体数(平成27年:69万人)に当てはめると、府内で**45,000人程度**の発達障がいのある児童生徒の存在が想定される。  
なお、上記の割合については、小学校1年生で見ると9.8%となっており、全体の数値を上回っている。  
さらに、本調査については、支援学校や支援学級の児童生徒は対象とされていない。
- 府立の高等学校において「発達障がいにより配慮を要する生徒」として把握している人数は、平成28年度において**725人**とされている。  
この数字は、府立高等学校に在籍する生徒(平成28年:12.5万人)の0.6%にあたる。

※児童生徒数は学校基本調査(平成28年5月1日時点データ)による

## (2) 本プランにおいて支援の対象とする発達障がい児者について

- 発達障がいの出現率等については、上記のとおり研究や報告によってその数値に幅があり、その一方で、一部の専門家等からは従来の報告を上回る出現率も示唆されている。
- また、乳幼児期においては発達障がいの早期発見の重要性が認識され、早期に発達障がいの診断を受ける子どもが増えて支援体制の整備が進みつつある一方で、成人期の発達障がい者については、その支援体制が整備されていないために実態が十分に把握されていないという状況もある。
- さらに、成人になってから不適応を生じて発達障がいの可能性を示唆される人の中には、従来の支援の枠組みに乗らないために実態を把握されていない群もあるものと推測される。
- 一方で、発達障がいの診断を受けながらも様々な支援や周囲の配慮等により、大きな生きづらさを感じずに日常生活を送っている人もいる。

以上より、本プランにおいては、現状の研究や報告で把握されている以上の発達障がい児者が存在する可能性が高いという想定のもとに、発達障がいの診断を受けている人に加え、広く発達障がいの可能性がある人や未診断の人も支援の対象とし、これらの人が支障なく日常生活を送ることができることを目指すものとする。